

平成24年11月12日(月)  
国土交通省 関東地方整備局  
千葉国道事務所

## 記者発表資料

# 国道357号(若松交差点)横断歩道橋架設工事に伴う 夜間通行止めのお知らせ

船橋市と習志野市との境に位置する国道357号若松交差点の横断歩道橋架設工事に伴い、国道357号および県道8号、県道15号において夜間の車線規制および通行止めを行います。

これまで若松交差点では、歩行者および自転車などの乱横断による死傷事故が発生しています。新設する横断歩道橋に自転車を押し上げできる斜路付階段やエレベーター(計画)を設置することで、乱横断の抑止を図り、安心・安全な交差点になります。

通行止め期間中は、現地案内看板および交通整理員により迂回路を案内しますので、指示にしたがって通行して下さい。

地元の皆様、利用者の皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしく申し上げます。

【工事内容】 横断歩道橋架設工事

【実施箇所】 千葉県船橋市若松、千葉県習志野市谷津 (若松交差点周辺)

【実施期間】 平成24年11月17日(土曜日)、18日(日曜日)  
夜間2日間規制

【対象路線 規制内容】 ・県道15号(我孫子方面)通行止め 23:00~翌5:00  
・国道357号(東京方面)車線規制 21:00~翌5:00  
・県道8号(幕張方面)車線規制 21:00~翌5:00  
※詳細についてはP3をごらんください。

### 発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会  
千葉市政記者会、船橋市記者クラブ

### 問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311(代表)

副所長 かわさき 川崎 ひろゆき 浩之 交通対策課長 たじま 田島 まさゆき 政幸

# 国道357号(若松交差点)横断歩道橋架設工事 周辺位置図および完成イメージ図



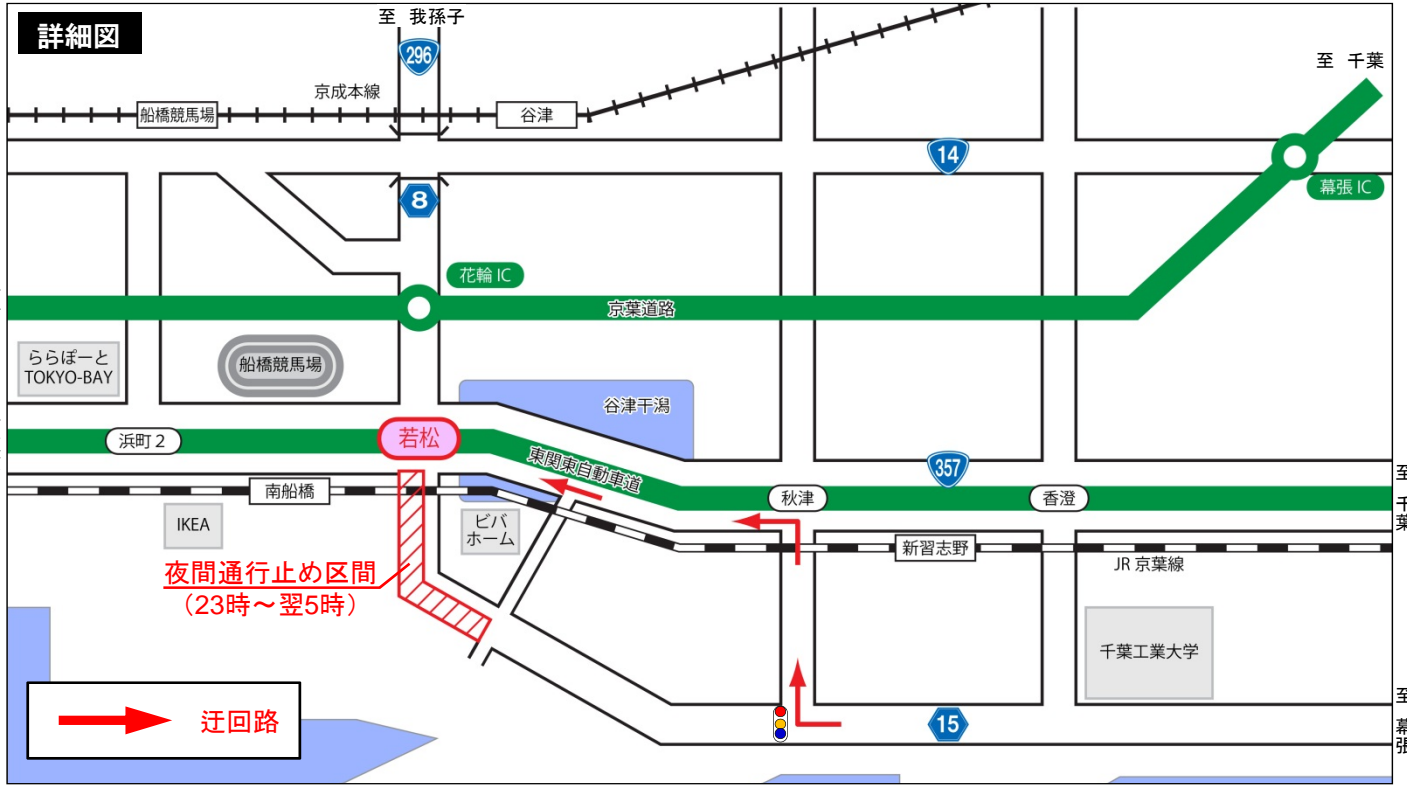
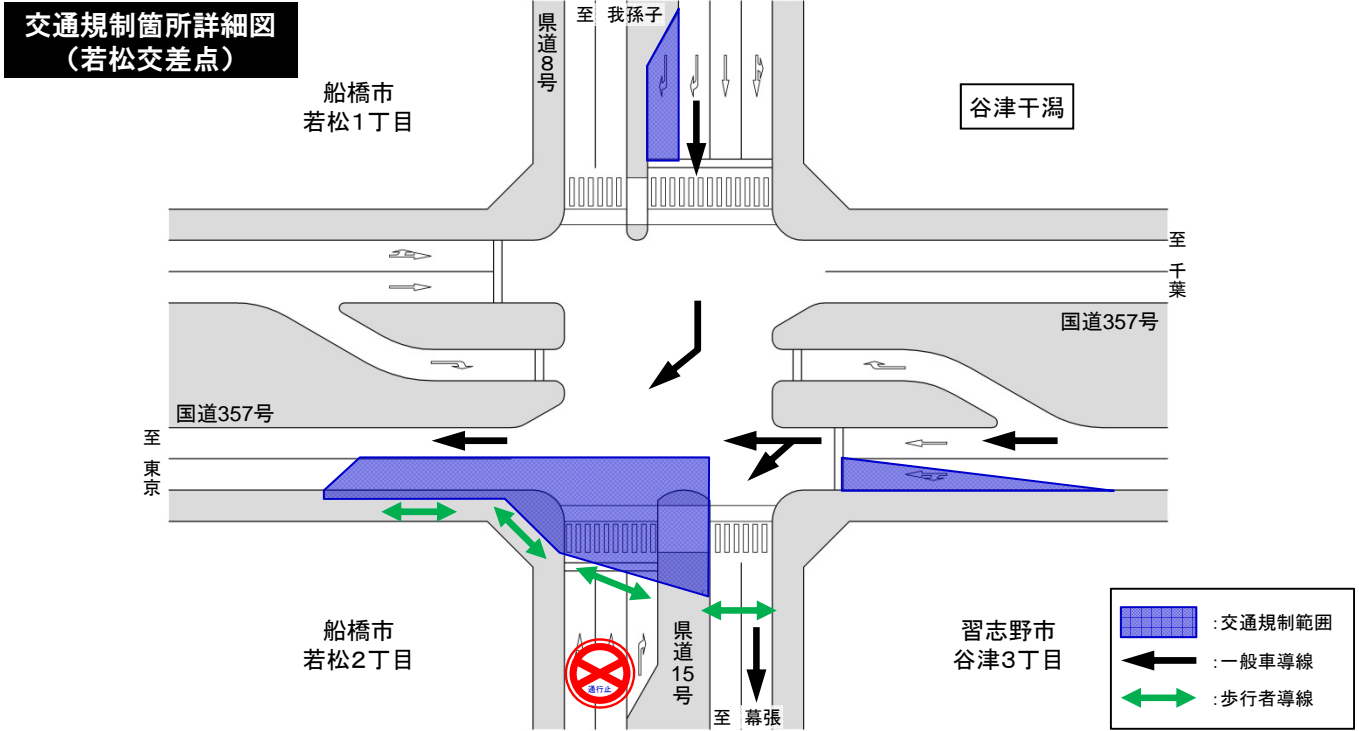
## 横断歩道橋 完成イメージ図



# 国道357号、県道8号、県道15号 利用者向け 交通規制箇所詳細図および迂回路

11月17日、18日  
※夜間2日間の規制

交通規制日時	11月17日(土)				11月18日(日)				11月19日(月)			
	00~05時	06~11時	12~17時	18~20時	00~05時	06~11時	12~17時	18~20時	00~05時	06~11時	12~17時	18~20時
国道357号 車線規制				21~5時				21~5時				21~5時
県道8号 車線規制				21~5時				21~5時				21~5時
県道15号 通行止め				23~5時				23~5時				23~5時



迂回路については、現地案内看板・交通整理員の案内により誘導します。  
夜間、道路の車線規制がありますので、走行には十分ご注意ください。



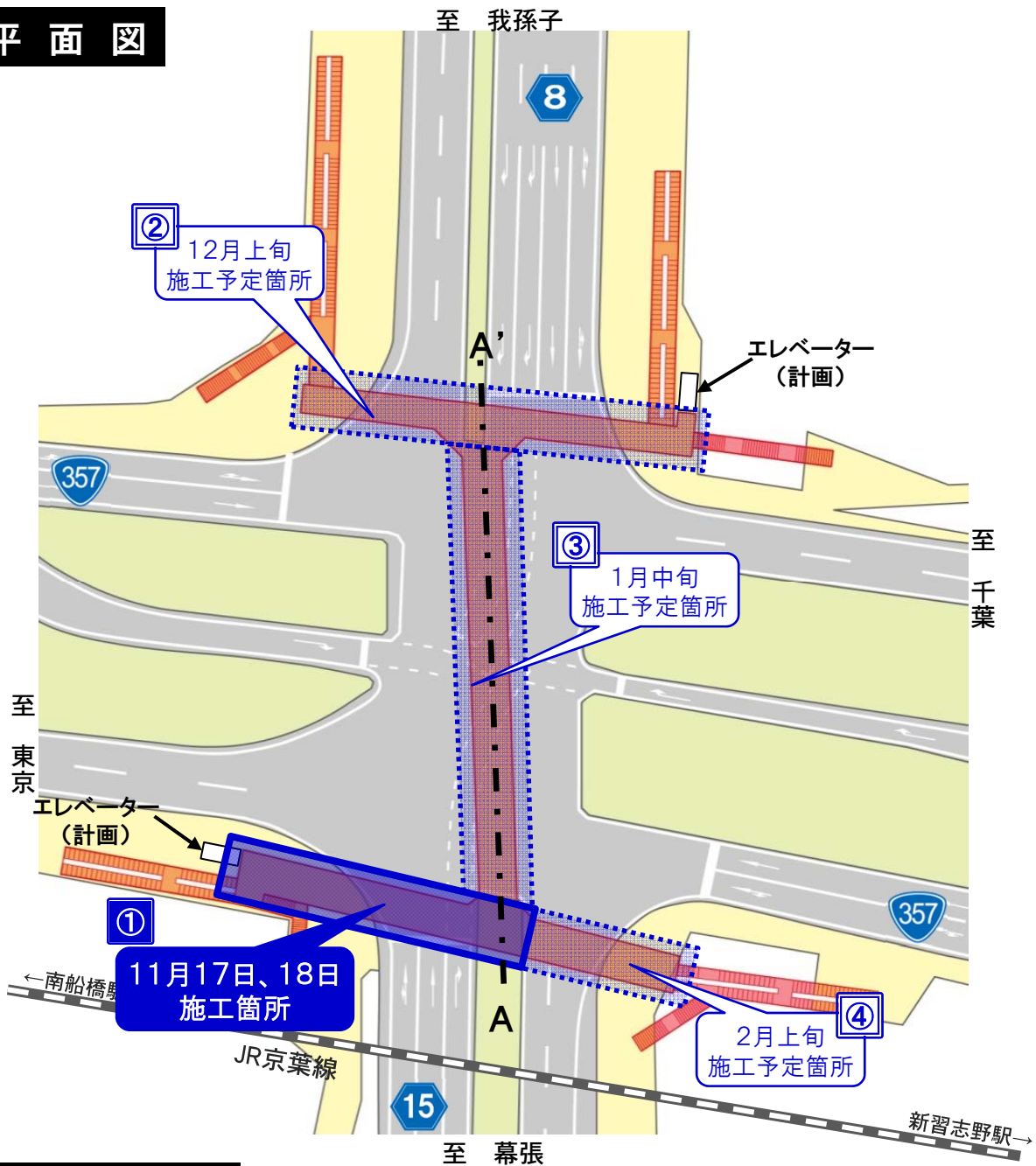
# ～ 若松交差点の横断歩道橋架設工事の概要 ～

横断歩道橋の架設工事は4回に分けて実施します。

- 今回➡
- ①平成24年11月17日(土曜日)、18日(日曜日)
  - ②平成24年12月上旬 県道8号(我孫子方面)
  - ③平成25年 1月中旬 国道357号、県道8号、県道15号
  - ④平成25年 2月上旬 県道15号(幕張方面)

※②～④の交通規制箇所の詳細図および迂回路につきましては、改めて記者発表を行う予定です。

## 平面図



## A—A' 断面図

